

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 1 9 日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）

災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と  
独立行政法人都市再生機構との協定について

災害発生時には、被災自治体において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 に基づく住家の被害状況調査に係る業務（以下「住家の被害認定業務」という。）の迅速かつ円滑な実施が求められているところですが、「令和元年台風第 15 号・第 19 号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート（最終とりまとめ）」（令和 2 年 3 月）において、「自治体間の応援職員等による支援のみでは不足する場合もあると考えられることから、（独）都市再生機構は、国からの派遣要請に応じて自治体の行う家屋被害認定調査の支援ができるよう、内閣府の協力を得て、家屋被害認定調査に係る知見を組織に蓄積していくとともに、早期に支援体制を確保する。」と位置付けられたところです。

そのため、住家の被害認定業務に関して内閣府が行う被災自治体への支援について、内閣府と（独）都市再生機構が、迅速な復旧・復興まちづくりの観点から連携協力を図るため、別添の協定を締結しましたのでお知らせします。

今後、災害発生時には、内閣府からの要請に基づき、（独）都市再生機構から派遣された職員が被災自治体に対し、住家の被害認定業務の内容の説明、住家の被害認定業務の実施計画の策定に係る助言や現地調査の実施に係る助言等の支援業務を実施する場合がありますので、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）付 原、佐藤、安田  
Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034

災害時の住家の被害認定業務支援に関する  
内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定により市町村長が実施する住家の被害状況調査に係る業務（以下「住家の被害認定業務」という。）の迅速かつ円滑な実施のために内閣府が行う被災自治体への支援について、内閣府と独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が、迅速な復旧・復興まちづくりの観点から連携協力を図るために必要な事項を定めるものである。

(災害発生時における要請)

第2条 内閣府は、災害が発生した場合に、住家の被害認定業務における被災自治体への支援に係る次の各号に掲げる業務を実施するため、機構に対して職員の派遣を要請することができるものとする。

- (1) 住家の被害認定業務の内容の説明
- (2) 住家の被害認定業務の実実施計画の策定に係る助言
- (3) 現地調査の実施に係る助言
- (4) その他住家の被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に必要な支援

2 機構は、前項の要請に対し、機構の業務遂行上特段の支障がない限り、協力するものとする。

3 内閣府及び機構は、前項により派遣された職員による第1項各号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）の実施に当たって、必要に応じ実施方針を調整するものとする。

4 機構から派遣された職員は、支援業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに内閣府に相談するとともに、実施した支援業務の内容を内閣府と共有するものとする。

(平時における連携)

第3条 内閣府及び機構は、前条の支援業務を迅速に実施できるよう、平素から、次の各号に掲げる事項に関して、密接に連携して取り組むものとする。

- (1) 機構が派遣を予定する職員の技術力の向上
- (2) 住家の被害認定業務に係る情報の共有

(情報の共有)

第4条 内閣府及び機構は、第2条及び第3条に規定する業務等を円滑に実施するため、被災情報及びそれぞれの活動状況の共有に努めるものとする。

(雑則)

第5条 この協定の実施に関して、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、内閣府及び機構が協議するものとする。

(協定書の保管及び改廃)

第6条 この協定は、協定書2通を作成し、内閣府及び機構が各1通を保管するものとする。

2 この協定の改廃は、内閣府及び機構の間の合意がなければ、その効力を生じないものとする。

附 則

この協定は、締結の日からその効力を生ずる。

令和2年6月19日

内閣府特命担当大臣（防災）

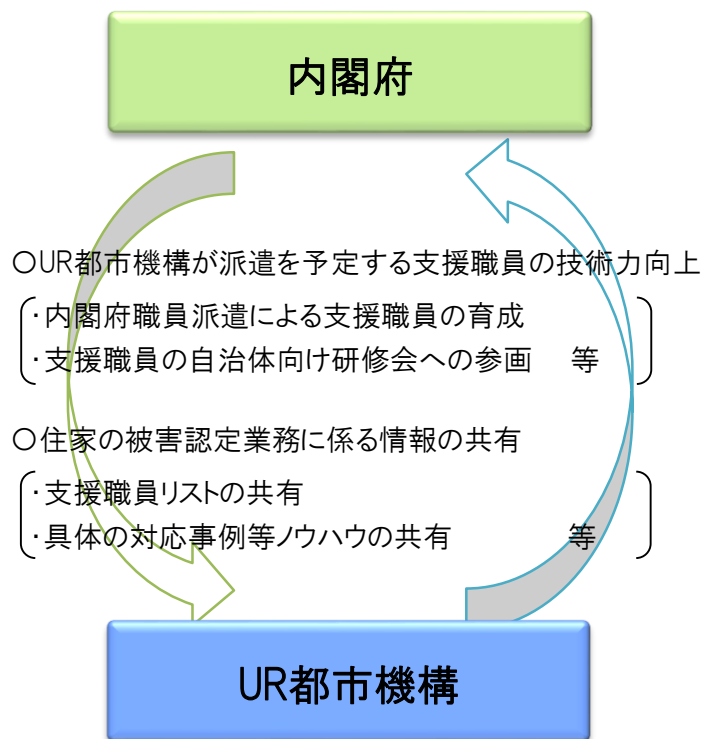
武田 良太

独立行政法人都市再生機構理事長

中島 正弘

- 災害発生時には、被災自治体において、災害対策基本法第90条の2に基づく住家の被害状況調査に係る業務(以下「住家の被害認定業務」という。)の迅速かつ円滑な実施が必要
- 政府の「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート(最終とりまとめ)」(令和2年3月)において、自治体間の応援職員等による支援のみでは不足する場合に備え、独立行政法人都市再生機構(以下「UR都市機構」という。)は、国からの派遣要請に応じて自治体の行う住家の被害認定業務の支援ができるよう、内閣府の協力を得て、住家の被害認定業務に係る知見を組織に蓄積していくとともに、早期に支援体制を確保することを位置付け
- 上記を踏まえ、被災自治体の迅速な復旧・復興まちづくりのため、内閣府とUR都市機構が連携して平時より体制を構築し、発災時における被災自治体の迅速かつ円滑な住家の被害認定業務の実施を支援すべく、令和2年6月に「災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定」を締結

### <平時における連携協力>



### <災害発生時における連携協力>

